

予算決算常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 1 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算(第 3 号)	4
委員長報告	6
閉 会.....	6

1 日 時

令和5年6月15日（木）午前10時25分～午前10時52分

2 場 所

議場

3 出席委員（15名）

委員長	小林勇治				
副委員長	櫻井恵二				
委員	渡邊英子	榊	真衣子	森島武芳	
	齋藤典子	神谷	靖	石塚政行	
	掛下法示	宮本	莊山	高瀬由子	
	関由紀夫	伊藤	幹夫	佐貫	薫
	石井侑男				

4 欠席委員

なし

5 説明員（16名）

(1) 総合政策課（2人）

- ①総合政策課長 和田理男
- ②政策企画担当 藤田仁美

(2) 総務課（3人）

- ①総務課長 高橋弘一
- ②行政担当 相馬香織
- ③財政担当 矢板洋

(3) 社会福祉課（1人）

- ①社会福祉課長 沼野晋一

(4) 子ども課（1人）

- ①子ども課長 高橋理子

(5) 生活環境課（1人）

- ①生活環境課長 山口武

(6) 農林課（3人）

- ①農林課長 村上治良
- ②農政担当 山下征子
- ③整備振興担当 小川靖

(7) 商工観光課（1人）

- ①商工観光課長 小林徹

(8) 教育総務課（4人）

- ①教育総務課長 細川智弘
- ②教育監 小原智江
- ③管理担当 齋藤厚夫
- ④学校教育担当 高久智卯

6 欠席説明員

関係部課長等以外は出席せず。

7 担当書記 局長 星 哲也

8 付議事件

議案第 1 号 令和 5 年度矢板市一般会計補正予算(第 3 号)

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（小林勇治） ただいまの出席委員は15名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、予算決算常任委員会を開会する。 （10時25分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第1号の1件である。

議案第 1号 令和5年度矢板市一般会計補正予算(第3号)

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（高橋弘一）

（「補正予算書」の1～3ページ、「予算に関する説明書」2～9ページにより説明）

○委員長 審査の途中であるが傍聴の申し出があり、この際、委員会条例第15条第1項の規定に基づき、委員長として傍聴を許可することとしたので報告する。

○委員長 暫時休憩する。 （10時39分）
（傍聴者入室）

○委員長 会議を再開する。 （10時40分）

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○伊藤委員 児童手当給付費、未就学児子育て世代への生活支援給付金給付事業の振込はいつぐらいになるのか。

○子ども課長（高橋理子）未就学児子育て世帯への生活支援給付金給付事業については、7月上旬に給付対象者に案内の通知をし、7月下旬に対象者の口座に振り込む予定である。

○伊藤委員 非常に早くやっていただけということで、経済的に厳しい家庭もあるだろうから、ありがたく思う。

- 伊藤委員 環境衛生費、省エネ家電購入補助事業について、先程の説明で県の事業と同じタイミングで実施ということだが、いつぐらいになるのか。
- 生活環境課長（山口武）先程、県の省エネ家電購入応援キャンペーンは市の事業と併用可能であると説明したところだが、県の事業は、現在手続き中で事業期間が明確になっていない。7月中旬には開始するとの情報もあるので、明確になり次第、市の事業について市民に広報していく。
- 伊藤委員 この事業の目的は、経済的側面もあるが省エネによる脱炭素化という側面もある。これからの時期、電力需要も高まりも予想されるので、そのピークの前に省エネ家電を導入できるよう、県の準備の都合もあると思うが、市として早めに対応することはできないか。
- 生活環境課長 県の省エネ家電購入応援キャンペーンは、対象者にキャッシュレスポイントを付与する仕組みで、業者に業務委託をかける手続き上ある程度の期間が必要となってくる。県と市で同時期に実施することで相乗効果も狙えるので、併用できるよう市としては県と同時期の事業実施を考えている。
- 宮本委員 矢板応援クーポン券配布事業について、これまで何回か実施されている。クーポン券が利用できるのは、矢板市商工会会員の事業者かと思うが、事業者別の利用状況はどのようになっているか。
- 商工観光課長（小林徹）矢板応援クーポン券配布事業については、商工会に補助金として交付している。参加事業者については商工会会員でなくても登録できることになっている。事業者別の利用状況については、公表対象になっていないので、この場での答えは控えさせていただく。
- 齋藤委員 省エネ家電購入費補助事業についての説明の中で一人1回のみ申請との説明があった。とういことは家族が3人いた場合、3人それぞれが1回ずつ申請できるということか。また、一人で複数のものを申請できるということか。

○生活環境課長 お一人様1回のみということであるので、御家族それぞれが申請できる。お一人様で例えば3品目を同時購入した場合でも対象になる。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで予算決算常任委員会を閉会する。

(10:52)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

予算決算常任委員会委員長